

年 月 日

誓 約 書

（宛先）池田市長

個人又は団体名

代表者氏名

代表者生年月日

年 月 日

池田市公益活動促進に関する条例（平成13年池田市条例第14号）第9条の規定による市民協働による事業の提案に関して、池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）の規定に基づく池田市の求めに応じ、下記のとおり誓約します。

記

- 1 当団体は、池田市暴力団の排除に関する条例第2条第1号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」といいます。）に該当しません。
- 2 私（団体の場合にあつては、当団体の役員、職員等（以下「役職員等」といいます。））は、池田市暴力団の排除に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」といいます。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下単に「暴力団密接関係者」といいます。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。
- 3 池田市から役員名簿又はこれに準ずる書類（以下「役員名簿等」といいます。）の提出を求められたときは、速やかに提出するとともに、池田市が大阪府警察池田警察署、大阪府警察本部等（以下「警察」といいます。）から要請を受けたときは、池田市が当該役員名簿等を警察に提供することに同意します。
- 4 当団体が暴力団に該当すると警察から池田市へ報告があつた場合又は池田市の調査により判明した場合は、池田市がその旨を公表することについて異議を述べません。
- 5 私（団体の場合にあつては、役職員等）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると警察から池田市へ報告があつた場合又は池田市の調査により判明した場合は、池田市がその旨を公表することについて異議を述べません。
- 6 業務の一部を第三者に委託する場合は、委託先が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することのないよう管理及び監督をします。また、物品の購入等における契約相手方が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することのないよう留意します。